

(仮称) 宮城県教育振興基本計画
答申中間案（素案）

平成21年6月19日

教育振興基本計画の構成

はじめに

第1章 計画策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 策定方法

第2章 本県教育の現状

- 1 本県教育を取り巻く社会の状況
- 2 本県教育の課題

第3章 本県教育の目指す姿

- 1 目指すべき姿
- 2 計画の目標

第4章 施策の基本方向

- 基本方向 1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本方向 2 豊かな人間性や社会性、健やかな身体の育成
- 基本方向 3 特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進
- 基本方向 4 教員の資質・指導力の向上
- 基本方向 5 期待と信頼に応える学校教育の推進
- 基本方向 6 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり
- 基本方向 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツの活動の推進

第5章 計画の推進

- 1 アクションプランの策定
- 2 関係団体・関係機関との連携
- 3 計画の普及
- 4 進行管理

施策の柱立て

前回

今回

目指すべき姿

(調整中 仮置き)
社会がかりの教育で宮城の子どもの明日(未来)を拓く
※この部分は、計画案の検討過程で確定させていく。

【社会で自立する力の育成】
◆夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人を育成する。

【人間性、社会性の育成】
◆次代を支える社会の一員として、倫理観や他人を思いやり敬う心を持つ人間性豊かな人を育成する。

【教育基盤の充実と連携】
◆学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図り、地域全体で子どもを守り育てる。

【生涯学習による地域づくりの推進】
◆だれもが生涯にわたり学び続け、互いに高め合う地域を育てる。

計画の目標

◆夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

◆次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

◆学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

◆生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

施策の柱立て

想定した重点的な取組

1. 社会で自立するための確かな学力

○学力向上に対する取組
○キャリア教育に対する取組

2. 豊かな心と身体

○豊かな人間性、社会性の育成に対する取組
○いじめ、不登校等の問題行動に対する取組
○体力・運動能力の向上に対する取組
○災害に備える教育に対する取組
○食育の取組

3. 特別な支援が必要な子どもの教育

○特別支援教育に対する取組

4. 情熱に富み、人間性豊かで確かな指導力を持つ教員

○教員の資質向上に対する取組

5. 質の高い学校教育環境

○県立高等学校の改革に対する取組 ○開かれた学校に対する取組

6. 家庭教育、子育て支援

○基本的生活習慣の定着に対する取組

7. 地域全体で子どもを育成する協働教育

○協働教育に対する取組 ○地域の安全、安心に対する取組

8. 個性と活力に満ちた生きがいのある県民生活

○多様な学習機会の提供に対する取組

9. 県民総スポーツ社会の実現

○生涯スポーツに関する取組

10. 郷土の文化芸術と県民文化

○文化・芸術活動に対する取組

施策の柱立て

取組(※太字は重点取組)

1. 確かな学力と自立する力の伸長

1. 基礎・基本の定着と活用する力の伸長
2. 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進
3. 伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
4. 時代の要請に応えた教育の推進

2. 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

5. 思いやりの心をもち、想像力に富んだ子どもの育成
6. 悩みを抱える児童生徒への支援
7. 体力・運動能力の向上
8. 災害に積極的に向きあう知識と能力の育成
9. 食に関心を持つ元気な子どもの育成
10. 心身の健康を保つ学校保健の充実

3. 特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進

11. 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育
12. 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4. 教員の資質・指導力の向上

13. 学び続ける教員のための体系的な研修
14. 優れた人材の確保と能力を發揮できる人事システム
15. 教職員研修の拠点施設の整備
16. 教員免許更新制の円滑な実施
17. 教職員を支える環境づくりの推進

5. 期待と信頼に応える学校教育の推進

18. 県立高校の改革の推進
19. 開かれた学校づくり
20. 学習環境の整備充実
21. 私学教育の振興

6. 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり

22. 協働教育の推進体制の整備
23. 安全・安心な子育て環境づくり
24. 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
25. 子どもたちの体験活動の推進

7. 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

26. 多様な学習機会の提供
27. 地域の生涯学習指導者等の育成
28. 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
29. 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実
30. 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成
31. 文化財の保護と活用

宮城県教育振興基本計画 答申中間案素案の全体構成(案)

第1章 計画策定に当たって

第3章 計画の目指すべき目標

目指すべき姿

調整中

計画の目標

第2章 本県教育を取り巻く社会の状況

(1)人口減少と少子高齢化の進展
・本県の人口は、少子化等を反映し、平成16年から減少しており、今後、児童生徒数の減少の影響等が懸念される。

(2)国際化の進展

・経済のグローバル化の進展等により、国際的視野と自国の文化とともに、異国との文化の理解が求められる。

(3)高度情報化の進展

・急速な情報通信技術の革新を踏まえ、情報を活用する能力と情報モラル等への対応が求められる。

(4)労働環境の変化

・非正規職員の増加等、企業の雇用形態が大きく変化し、また、若者の目的意識の希薄化もあり、勤労観・職業観等の醸成が求められる。

(5)環境問題の深刻化

・地球温暖化の進行など環境問題への対応が課題となっており、持続可能な社会の構築に向けて教育の役割も大きくなっている。

(6)国の教育改革の動き

・教育基本法は60年振りに改正され、「公共の精神」「伝統」と文化の尊重」が新たに盛り込まれ、それを踏まえた教育3法の改正や、学習指導要領が改訂され、その対応が求められる。

(7)家庭や地域の変化

・都市化や核家族化の進行等により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、社会全体での取り組むが求められる。

第5章 計画の推進

- ・アクションプランの策定
- ・関係団体・関係機関と連携
- ・計画の普及
- ・進行管理

第4章 施策の基本方向

3 特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進

- (1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
 ①個別の教育支援計画を活用した教育の充実
 ②交流及び共同学習の取組と理解促進
 ③進路指導
 ④教員の資質・専門性の向上
 ⑤特別支援学校のセンター的機能の充実
 ⑥教育環境整備の推進
 (2)障害のある子どもの自立と社会参加

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1)基礎・基本の定着と活用する力 (2)小中高を通じた系統的なキャリア教育の推進
 ①教員の教科指導力の向上
 ②学習指導体制の改善
 ③小・中・高の連携強化
 ④学力・学習状況調査結果の活用
 ⑤児童生徒の学習習慣の形成
 ①系統的キャリア教育の推進
 ②キャリア教育推進体制の整備
 ③主体的な進路選択の支援
 ④地域を担うものづくり人材の育成
 ⑤伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
 ⑥時代の要請に応える教育の推進

2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- (1)思いやりの心をもち、想像力に富んだ子どもの育成
 ①道徳教育の充実
 ②多様な体験活動の実施
 ③「対話」を重視した学習の充実
 ④子どもの読書活動の推進
 ⑤芸術文化に触れる機会の充実
 (2)悩みを抱える児童生徒への支援
 ①教育相談の充実
 ②教職員の専門性の向上と指導体制の強化
 ③登校支援体制の構築
 ④関係機関ネットワークの構築
 ⑤学習支援体制の推進
 ⑥効果的な指導方法の研究開発
 (3)体力・運動能力の向上
 ①体育・保健体育・健康教育の充実
 ②学校行事、特別活動を通じた意欲の向上
 ③教員の指導力の向上
 ④児童生徒・家庭に向けた意識啓発
 ⑤運動部活動の充実
 ⑥スポーツ環境の充実
 (4)災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
 ①発達段階に応じた防災教育の推進
 ②防災教育指導者の養成
 ③地域や行政機関との連携の推進
 ④地域の特性に応じた指導の展開
 (5)食に関心を持つ元気な子どもの育成
 ①食に関する学習の計画的な推進
 ②専門知識を持つ職員の活動の促進
 ③個別相談指導の充実
 ④学校給食における地域食材の利用の促進
 ⑤食に関する体験活動の充実
 (6)心身の健康を保つ学校保健の充実

5 期待と信頼に応える学校教育の推進

- (1)県立高校の改革の推進
 ①学び続けるための基礎力づくり
 ②カリキュラムの実施
 ③学校評議員制度の積極的活用
 ④外部人材の活用の促進
 ⑤学校から家庭・地域への発信
 (2)開かれた学校づくりの推進
 ①学校の自己評価と学校関係者評価の実施
 ②地域とともに生きる高校づくり
 ③学習環境の整備の充実
 ④私学教育の振興
 (3)学習環境の整備の充実
 ⑤生徒減少への対応

4 教員の資質・指導力の向上

- (1)学び続ける教員のための体系的な研修
 ①教員研修の推進と改善
 ②校内研修の充実
 ③自己研鑽による資質の向上
 ④課題を持つ教員への支援
 (2)優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム
 ①教員研修拠点施設の整備
 ②教員免許更新制の円滑な実施
 ③教員を支える環境づくりの推進

6 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり

- (1)協働教育の推進体制の整備
 ①地域ぐるみの学校安全体制の整備
 ②交通安全教育の推進
 ③情報モラルの向上
 ④青少年の育成を育む環境づくり
 (2)親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
 ①親の学びの講座等の開催
 ②親となる学びの場の設置
 ③支援体制の充実
 ④子育てにやさしい環境づくりの醸成
 ⑤子どもの生活習慣向上の支援
 (3)親の学びの講座等の開催
 ①親となる学びの場の設置
 ②支援体制の充実
 ③子育てにやさしい環境づくりの醸成
 ④子どもの生活習慣向上の支援
 (4)子どもの体験活動の推進

7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- (1)多様な学習機会の提供
 ①学習機会の提供
 ②社会教育施設等の活用
 ③学習情報の充実
 (2)地域の生涯学習指導者の育成
 (3)生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
 ①総合型地域スポーツクラブの支援
 ②関係機関との連携
 ③活動の場の充実
 (4)競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実
 (5)文化芸術による地域の活性化と扱い手の育成
 ①青少年の文化芸術活動の充実
 ②美術館等を活用した文化芸術の振興
 ③文化・芸術活動を担う人材・団体の育成
 ④情報の提供
 (6)文化財の保護と活用

第2章 本県教育の課題

(1)学校教育の課題

①学習指導
 ・全国学力・学習状況調査の結果、正答率で中学国語を除き、全国と比べやや低い。
 ・学んだことを活用する力や家庭学習の習慣等課題となっており、教員の教科指導力、学習習慣の形成、教育環境基盤の充実等が求められる。

(2)進路指導

・大学進学率は拡大傾向にあるが、現役進学率とも全国平均よりも低い状況にある。
 ・高校卒業者の就職内定率は、全国平均を上回っているが順位は中位にある。また、新規高卒者の離職率は全国平均を上回っている。
 ・生徒が主体的に進路を選択する力や、職業観・勤労観の醸成が求められている。

(3)特別支援教育

・通常の学級に在籍する障害を持つ児童の増加、LD、ADHDへの対応など、きめ細かな指導が必要である。
 ・高等部に進学する生徒の増加に対応した環境整備が求められる。

(4)生徒指導

・いじめ、不登校の発生が全国平均を上回っており、命を大切にする心や思いやりの心の育成が求められる。
 ・問題行動への対応には、学校、家庭、関係機関とのネットワークの構築が必要である。

(5)健康・安全教育

・本県の児童生徒は体格面では全国上位にあるが、運動能力では長期にわたり低下しており、体力・運動能力の向上が必要である。
 ・子どもが被害に遭う事故・事件が少なくないこと、地震の発生の確率も高く子どもを守る体制・教育が必要となっている。
 ・社会環境の変化により食生活の乱れや肥満傾向の増大がみられ、食に関する教育が求められる。

(6)教育環境

・教員は学校教育において、最も重要な役割を担うものであり、採用、研修、人事異動等の各段階ごと、教員の資質向上が求められる。
 ・地域全体で児童生徒の成長を支えるために、地域から信頼される学校づくりを進める必要がある。

(2)社会教育

・都市化、核家族化等の進展により、地域の教育力の低下が指摘されており、学校、家庭、地域の連携により地域の教育力の向上が必要である。

(3)生涯学習

・県民のだれもが、生涯にわたり、生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習環境づくりが求められる。

(4)スポーツ・文化

・県民が充実したスポーツライフができるよう、身近にスポーツを楽しむ環境の整備が求められている。
 ・県民が生きがいを持った豊かな生活ができるよう芸術活動に参加・鑑賞できる環境が求

※下線が引いている取組は重点的な取組

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨	2 計画の位置づけ	3 計画期間 4 策定方法
<p>宮城県では、本県教育行政の基本目標、基本理念である教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた取組の基本的な方向性を示す「みやぎ新時代教育ビジョン(平成9年3月策定)」、「宮城県生涯学習振興計画(平成18年3月第三次計画)」及び「宮城県スポーツ振興基本計画(平成14年12月策定)」等を策定し、それに基づき時代の変化に対応した施策を展開し、本県教育の振興を図ってきたところである。</p> <p>しかしながら、全国と同様に、本県においても、人口減少社会の到来やそれに伴う少子高齢化の進展、さらには、高度情報化、国際化、環境問題等の大きな社会変化の中で、これから地域社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性がこれまで以上に求められ、教育に対する期待と要請がますます高まっている状況にある。</p> <p>このような中で、学校教育の基本計画として策定した「みやぎ新時代教育ビジョン」も策定後10年を経過し見直しの時期に入ったこと、また、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたこと、さらには、分野別の計画はそれぞれあるが、本県教育行政の推進を図る総合的、体系的な計画がこれまでなかったことなどから、このたび、本県における教育を総合的、かつ、計画的に進めていくための教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものである。</p>	<p>宮城県では、平成19年3月に、本県の将来のあるべき姿や目標を県民と共にし、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための「宮城の将来ビジョン」を策定した。基本計画は、「宮城の将来ビジョン」の教育分野の計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るために、本県の教育の目指すべき姿を明確に示し、講すべき施策の方向性等を示す計画として策定するものである。</p> <p>また、基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する教育振興基本計画としての性格を併せ持つものである。</p>	<p>3 計画期間 基本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とするものである。 なお、基本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、〇年間ごとの具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定する。</p> <p>4 策定方法 基本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関である「宮城県教育振興審議会」を設置し、諮問するとともに、県民の視点による意見を計画に反映するため、県民約4600名を対象とした県民意識調査や県内7カ所での意見聴取会を実施してきたものである。 また、教育委員会が所管する事務事業のみならず、知事部局が所管する事務事業も含めたものとする必要があることから、その策定に当たっては、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部会議」(以下「策定本部」という。)において策定するものである。</p>

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況	2 本県教育の課題
<p>(1) 人口減少と少子高齢化の進展 ・本県の住民基本台帳に基づく人口は、平成15年末の236万人を境に減少し、平成20年末現在で233万人となっており5年連続で減少している。 ・児童生徒数についても、小学校では昭和59年度、中学校では昭和63年度、高校では平成4年度を境に減少している。 ・児童生徒数の減少は、学校規模の減少、部活動の縮小化、交友関係が限られ社会性が育ちにくいなど様々な影響が懸念され、その対応が求められる。</p> <p>(2) 国際化の進展 ・経済活動のグローバル化の進展等により、国際競争が激しさが増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あやゆる分野で国境を越えた相互依存関係が一層加速している。 ・こうした社会・経済のグローバル化の中で、国際的視野を持ち、グローバル化に対応した人材や、他国の文化を理解する姿勢の育成を図るとともに、自らが住む地域の伝統・文化の理解も一層重要となっている。</p> <p>(3) 高度情報化の進展 ・インターネットや携帯電話の普及など急速に進む情報・通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方も大きく変化させている。 ・知識・情報等が社会・経済活動の基盤としての重要性を増す中で、高度情報化に対応した人材が必要となっている。 ・また、便利さ・有用性の一方で、個人情報の流出、インターネットを悪用した犯罪など、新たな問題も生じており、情報セキュリティや情報モラル等の対応を求められている。</p> <p>(4) 労働環境の変化 ・雇用条件の規制緩和等を背景に、企業の雇用形態が変化し非正規雇用者が増大するなど、労働環境が大きく変化している。 ・また、若者の目的意識の希薄化なども指摘されており、勤労観・職業観など、自らの在り方・生き方の醸成も求められている。</p> <p>(5) 環境問題の深刻化 ・地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となるなど環境問題が大きな課題となっている。持続可能な社会の構築を目指して、一人一人が、日々の生活の中で強く「環境」を意識していくことが大切になっており、教育の果たす役割も重要となっている。</p> <p>(6) 国の教育行政の動向 ・平成18年12月、教育基本法が改正され、「公共の精神の尊重」などが新たに盛り込まれるとともに、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の教育三法が改正され教員免許更新制が導入されることとなった。 ・また、幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領の改訂に続き、高等学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領の改訂も示されたところであり、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が求められる。</p> <p>(7) 家庭や地域の変化 ・少子化の進行、核家族化や都市化の影響等により、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が指摘され、子どもを巡る生活環境が大きく変化している。 ・こうした中で、家庭、学校、地域との連携を図りながら、社会全体での子どもの安全・安心の確保や子育てを行う親への支援などが求められている。</p>	<p>(1) 学校教育 ① 学習指導 ・文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」(平成20年度実施分)の結果を見ると、中学の国語は全国平均を上回っているが、その他の教科では全国平均をやや下回る結果となっている。また、本県の小・中学生は、基礎的・基本的な内容についてはおおむね理解しているものの、学んだことを活用する力に課題があることが指摘されている。 ・小中学生の家庭での学習時間が全国平均より短く、高校1年生では、家庭学習をしない生徒が約3分の1を占めるなど、家庭学習時間の不足が見られる。 ・教員の教科指導力の向上や児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実を図ることにより、「確かな学力」の定着を図る必要がある。</p> <p>② 進路指導 ・本県における平成20年度の大学進学率は44.9%であり、前年度に比べて2.3%向上しているものの、全国平均に比べ依然として低い状況にある。 ・また、高校卒業者の就職内定率は、全国平均を上回っているものの全国順位では中位にある。さらに、本県における新規高卒者の離職率は、全国平均より高く推移している。 ・児童生徒が自らの個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を身に付けさせることや望ましい職業観・勤労観の醸成を図ることが課題となっている。</p> <p>③ 生徒指導 ・本県における平成19年の不登校出現率は、小・中学校が1.33%、高校が1.61%と全国平均より高い状況にあり、命を大切にする心や思いやりの心、公共のために尽くそうとする心などを学び身に付ける教育の重要性が指摘されている。 ・いじめ等の問題行動については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であり、スクールカウンセラー等による教育相談活動の充実、学校・家庭・関係機関が連携した地域ネットワークの構築など、早期発見、早期解決に向けたきめ細かな対応や支援が求められている。</p> <p>④ 特別支援教育 ・障害を持つ児童生徒が通常の学級に在籍する事例が増えていること、また、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)への対応など、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う体制が求められている。 ・特別支援学校高等部への進学を希望する生徒が増加している状況にあり、これらに対応した環境の整備が課題となっている。</p> <p>⑤ 教育環境 ・教員は学校教育において、最も重要な役割を担うことから、教員の資質向上については、不断の取組を行うことが必要であり、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を踏まえた総合的な教員の資質向上対策を講じる必要がある。</p> <p>⑥ 健康教育、安全教育 ・本県の児童生徒は、体格面では全国上位にあるものの、体力・運動能力が長期にわたって低下している。このため、運動・スポーツの楽しさや喜びを味わいながら、体力・運動能力を向上させる取組が必要である。 ・通学路等で子どもが被害に遭う事件・事故が少なくないことや、宮城県沖を震源とする地震の発生確率が高まっていることなどから、学校と地域社会が連携し、児童生徒を守る体制を整備する必要がある。 ・社会環境の変化等に伴う児童生徒の食生活の乱れや、肥満傾向の増大など食に関する多くの課題に対応するため、学校教育活動全体で食に関する指導を取り組み、学校での食育推進に努める必要がある。</p>

第3章 本県教育の目指す姿（調整中）

目指すべき姿	計画の目標	施策の体系
(調整中)	<p>これから時代の子どもたちは、少子高齢化や経済活動のグローバル化が進行する中、これまでに増して困難な環境の中で生きなければならない。このため、教育の重要性は、今後一層大きなものになってくる。大人たちも、また、自らが手本になるよう、生涯にわたって学び続ける姿勢を子どもたちに示す必要がある。</p> <p>本県の教育は、家庭、学校、地域社会等がそれぞれの役割を果たしつつ連携することにより、子どもたちが健やかな心と体を育み、自らの役割を果たし他者に貢献するために必要な力を身に付けること、また、すべての県民が自ら学び続ける環境づくりを目指すべきである。</p> <p>具体的には、「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人の育成」、「次代を支える社会の一員として、倫理観た他人を思いやり敬う心を持つ、人間性豊かな人の育成」、「学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携」及び「だれもが生涯にわたり学び続ける、互いに高め合う地域づくり」の4つとして取り組んでいく。</p> <p>(1)夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。</p> <p>高度情報化や経済活動のグローバル化の一層の進展により、これから社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが見込まれる。</p> <p>そうした変化の中でたくましく生き抜くためには、高度な知識や技能を身に付けるとともに、周囲の環境や社会動向に的確に捉え、自らが果たすべき役割を把握しながら、自立的に行動することが必要である。本県の教育においては、このような人づくりを進める必要がある。</p> <p>(2)次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。</p> <p>人間は、社会を構成する一人として、社会の中で共に支え合い、助け合うことで生きていくものである。これまでの歴史の中で先人たちが積み重ねてきた文化や規範を理解し、遵守するとともに、思いやりや助け合う心を持ち、他者と良好な関係を築きながら明日の社会を支えていく人づくりが求められる。</p> <p>(3)学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。</p> <p>教育の原点は家庭にあり、家庭において基本的生活習慣や自立心を育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上に立ち、学校教育において体系的な知識・技能を修得し、集団生活の中で社会性を涵養することができるものである。</p> <p>上記の二つの人づくりの目標である「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人の育成」「次代を支える社会の一員として、倫理観た他人を思いやり敬う心を持つ、人間性豊かな人の育成」の実現に向けては、学校・家庭・地域の各教育基盤を充実させるとともに、相互に連携する仕組み作りを行い、地域全体で子どもを守り育てていく必要がある。</p> <p>(4)生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。</p> <p>少子高齢化の進行や科学技術の高度化、情報化の進展の中で物質的な豊かさに加え、生涯を通じて健康で生きがいある人生を通して、それぞれの自己実現を図ることができる多様な学習・活動の機会が求められている。</p> <p>また、社会の変化の中で、生活に必要な知識・情報・技術等も変化しており、充実した生活を送るためにには、生涯にわたり学び続けることができ、互いに高め合う地域を育てていく必要がある。児童生徒に限らず、すべての県民が生涯にわたり学び続け、互いに高め合う地域社会をつくっていく必要がある。</p>	<p>本計画の目標の実現に向けて、以下の7つの施策の基本方向を示し取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会で自立するための確かな学力の着実な積み重ね <ul style="list-style-type: none"> (1)基礎学力の定着と活用する力の伸長（重点的取組） (2)小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進（重点的取組） (3)伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 (4)時代の要請に応える教育の推進 2 豊かな人間性や社会性、健やか体の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1)思いやりの心を持ち、想像力に富んだ子どもの育成（重点的取組） (2)悩みを抱える児童生徒への支援（重点的取組） (3)体力・運動能力の向上（重点的取組） (4)災害に積極的に向き合う知識と能力の育成（重点的取組） (5)食に関心を持つ元気な子どもの育成（重点的取組） (6)心身の健康を保つ学校保健の充実 3 特別な支援が必要な子どもへのきめ細かな教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実（重点的取組） (2)障害のある子どもの自立と社会参加 4 教員の資質・指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1)学び続ける教員のための体系的な研修（重点的取組） (2)優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム (3)教職員研修拠点施設の整備 (4)教員免許更新制の円滑な実施 (5)教職員を支える環境づくりの推進 5 期待と信頼に応える学校教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)県立高校の改革の推進（重点的取組） (2)開かれた学校づくりの推進（重点的取組） (3)学習環境の整備の充実 (4)私学教育の振興 6 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)協働教育推進体制の整備 (2)安全・安心な子育て環境づくり（重点的取組） (3)親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり（重点的取組） (4)子どもたちの体験活動の推進 7 生涯にわたる学び・文化・スポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)多様な学習機会の提供（重点的取組） (2)地域の生涯学習指導者の育成 (3)生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組） (4)災害に積極的に向き合う知識と能力の育成 (5)文化芸術による地域の活性化と担い手の育成（重点的取組） (6)文化財の保護と活用

第4章 施策の基本方向

基本方向1：確かな学力と自立する力の育成

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○全国学力・学習状況調査（平成20年度）から、本県の小中学生の結果は全国平均と比べてやや下回っており、基礎的・基本的な知識についてはおおむね定着しているものの、学んだことを活用する力に課題がある。一方、高校生では、県が実施している学力状況調査において、正答率が目標値に達しておらず、小中学生と同様に学習内容の定着不足が見られる。さらに、家庭での学習時間が、小・中・高とも十分でない。</p> <p>○ニート、フリーターと呼ばれる若者の数は、やや減少傾向にあるが依然高い水準である。また、新規高卒者の早期離職率が全国平均より高く推移している。さらに、本県高校生の大学・短大への現役進学達成率等は全国に比べ低い状況にある。このようなことから、児童生徒の自己理解を図り主体的に進路を選択する能力や態度を養い、望ましい勤労観や職業観を育成することが求められている。</p> <p>○国際化や情報化の進展等により、子どもを取り巻く環境が急速に肥大化しており、児童生徒が、自國や他国の文化・伝統に関する知識や理解を深めるとともに、情報モラルなどを備えることが求められている。さらに、社会生活において環境問題に対する意識・行動が重視されており、地域の自然環境を生かした環境教育の充実が求められている。</p>	<p>本県の児童生徒の現状から、学力向上を重要課題と認識し、自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に判断し、解決する能力を育成することに取り組んでいく。</p> <p>児童生徒の発達段階に応じ自らの適性を理解させるとともに望ましい勤労観や職業観を涵養し、社会において果たす役割を主体的に選択する能力を身につけさせるよう指導を図る。</p> <p>また、国際理解、環境、情報化など、今日的課題に関する学習や、ふるさと、福祉、人権に関する学習などを通じて、社会を生きぬくための力を伸長していく。</p>	<p>重 (1)基礎・基本の定着と活用する力の伸長</p>	<p>1)教員の教科指導力向上 教員の教科指導力向上を図るため、教員のキャリアに応じた計画的な研修の実施や各学校に対して指導主事が継続的・個別的に訪問・支援することなどにより校内研修の充実を図る。さらに、本県児童生徒の実態に基づいて作成した各種指導資料の有効活用を図り教員一人一人の指導力の向上を図る。</p> <p>2)学習指導体制の改善 児童生徒一人一人の学習状況に適切に対応し、指導効果が得られるよう少人数による指導体制を充実したり、学習意欲を喚起するため優れた知識技能を持つ社会人を講師として活用するなど、学習指導体制の工夫・改善に努める。</p> <p>3)小学校・中学校・高校の連携強化 入学後に学校になじめないために学力不振や不登校に陥る問題を解消し、小学校から高校までの12年間における学習を円滑に進めるため、小・中学校間及び中・高校間で教員が互いの学校を行き来しての授業参観や合同研修会を行ったり、児童生徒の交流や授業見学などによってスムーズな学校生活への移行を進める。</p> <p>4)学力・学習状況調査結果の活用 学力・学習状況調査等の結果に基づき、成果や課題を把握しながら、各学校の課題に応じた効果的な指導方法の開発や授業に集中できる環境づくりに努め学力向上に向けた学校改善に取り組む。</p> <p>5)児童生徒の学習習慣の形成 家庭と学校の密接な連携を図り、望ましい生活習慣の育成を図るとともに、個に応じた家庭学習の課題の提示と実施の確認などにより家庭における学習習慣の形成を支援する。また、放課後や長期休業中に学校で自習できるように学習環境を確保する。</p>
		<p>重 (2)小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進</p>	<p>1)系統的なキャリア教育の推進 本県のキャリア教育の在り方を明確にし、児童生徒の発達段階に応じたプログラム開発を行うなど小学校・中学校から高等学校までの教育活動の全体を通じて組織的・系統的なキャリア教育の推進を図る。</p> <p>2)キャリア教育推進体制の整備 キャリア教育を推進するための実践的手法、専門知識及び技能の習得等の教員の専門性向上を図るとともに、企業や地域等の学校外の資源を効果的に活用するための連携体制を構築する。</p> <p>3)主体的な進路選択の支援 生徒の進路選択に向けて、起業教育、職場見学、インターンシップ、大学訪問等の職業や進路に関する啓発的な取組を行うことにより、勤労観・職業観を養うとともに、進路について十分な情報を提供し、主体的な進路選択を支援する。</p> <p>4)地域を担うものづくり人材の育成 学校と地域産業の連携により実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成する。</p>
		<p>(3)伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進</p>	<p>①日本の伝統・文化への理解を深めるとともに、他の文化や生活習慣等を理解し協調していくための能力や態度を育成する。</p> <p>②小学校段階からの外国語活動と国際理解を深めるために、教員研修の充実や外国語指導助手の適切な配置等による、児童生徒のコミュニケーション能力向上に向けた教育を推進する。</p>
		<p>(4)時代の要請に応えた教育の推進</p>	<p>①高度情報化社会に対応できるよう、ICTを活用した学習活動を開催し、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルールやセキュリティなど情報モラル教育を推進する。</p> <p>②人間と環境のかかわりについて理解し、環境への関心を高めるとともに、体験活動等を通じて地域に根ざした環境教育を推進する。</p> <p>③宮城の自然や伝統、文化等について理解を深めるため、体験活動等で地域の人材や施設活用した学習活動を推進する。</p> <p>④道徳や総合的な学習の時間を活用したボランティア活動の充実を図りながら、「思いやり」や「共生の心」を育てる教育を推進する。</p>

基本方向2：豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○社会における人間関係の希薄化や自然と触れ合う体験の不足から、児童生徒の命を大切にする心や規範意識、思いやりの心、感謝する心、公共のために尽くそうとする心が育ちにくくなっているとの指摘がある。</p> <p>○いじめや不登校などの問題行動のほか、学校生活の様々な問題や教育に関する悩みに対応するため、スクールカウンセラー等による相談体制や学校・地域・家庭が連携したきめ細かな支援体制が求められている。</p> <p>○本県児童生徒の体格は全国上位であるものの、体力・運動能力が長期にわたり低下している。一方、肥満傾向児の増加などの課題が指摘され、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが求められています。さらに、健康を維持するため、疾病の予防方法や感染症、食物等によるアレルギーなどの正しい知識を備えることが求められている。</p> <p>○通学路等で子どもが被害に遭う事件・事故が少くないことや、本県は大規模な地震が周期的に発生しており、さらに地震にともなう津波等の発生も想定されることから、事故や災害等に対応する知識を備え、危機を乗り切る能力を身につけることが求められている。</p>	<p>本県の豊かな風土や、そこで培われた多彩な文化、歴史などの教育資源を活用した、様々な体験活動を通して、命を大切にする心や社会的規範意識、美しいものや自然に感動する心を育てることに取り組んでいく。</p> <p>様々な教科の学習、活動において児童生徒同士や教員との「対話」や「触れ合い」を重視することにより、人と積極的に交わりながら、学ぶ喜びや楽しさを味わい、コミュニケーション能力を身に付け、他人を思いやる心等社会の中で他人と協調しながら共に生きる実践的な態度や資質を養うよう努める。</p> <p>不登校や、いじめ等の問題行動を解消するため、学校内の体制を整備するとともに、地域や関係機関と連携する体制づくりに取り組んでいく。</p> <p>また、生涯にわたり健康・安全で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力や、自然災害などの危機を乗り切る知識能力を培い、たくましく豊かな人間性を育成する。また、いじめを撲滅し、不登校等を解決し克服することができるよう学校のみならず地域全体で取り組んでいく。</p>	<p>重 (1)思いやりの心をもち、想像力に富んだ子どもの育成</p>	<p>1)道徳教育の充実 児童生徒の命を大切にする心や思いやりの心などを育むため、道徳の時間を中心に、道徳の教材の活用方法を工夫しながら、発達段階に応じた道徳教育の充実を図っていく。</p> <p>2)多様な体験活動の実施 各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、計画的に体験活動を実施し、生命の尊厳性などの道徳的価値に触れ、児童生徒が自省的な思考を持てるよう取り組んでいく。</p> <p>3)「対話」を重視した学習の充実 様々な教科の学習、活動において、児童生徒同士及び教員等との「対話」や「触れ合い」の機会を取り入れ、集団の中で柔軟に対応する力を育てながらコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動を充実させるよう取り組んでいく。</p> <p>4)子ども読書活動の推進 読書は、知識を広め心を豊かにする上で欠かせないものであり、朝の読書活動、学校図書館や公立図書館等を中心とした読書活動を展開するとともに、子どもの自主的な読書活動を支援する人材の育成など、子どもに読書の楽しさや面白さを広げる活動を推進する。</p> <p>5)芸術文化に触れる機会の充実 子どもの豊かな心や感性を育むため、芸術文化に触れる機会を充実していくとともに、音楽や図工、美術の授業、特別活動など創造的な活動を行う機会の創出に努めていく。</p>
	<p>重 (2)悩みを抱える児童生徒への支援</p>		<p>1)教育相談の充実 専門的な知識を有するスクールカウンセラーを学校や教育事務所に配置し、児童生徒、保護者及び教職員からの相談に対応するとともに、問題の未然防止や解消を図る。</p> <p>2)教職員の専門性の向上と指導体制の強化 ・教職員の教育相談・生徒指導力の向上のための専門的な研修の機会を増やすほか、児童生徒の変化に対応して学校教職員の組織的な援助が効果的に行えるよう、校内での役割分担に対応した研修を実施する。 ・小・中・高等学校等各学校間の連携組織づくりに取り組み、課題の共有や適切な役割分担による一貫した生徒指導に取り組む。</p> <p>3)登校支援体制の構築 各教育事務所に、登校に向けた支援を行う体制を整備し、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援を行う。また、社会福祉士等の専門的な知識や技能を有したスクールソーシャルワーカーを市町村に配置する。</p> <p>4)関係機関のネットワークの構築 学校、児童相談所、警察、司法機関等のネットワークの構築を図り、情報交換や対応方策の充実を図り、悩みを抱える児童の早期発見と早期対応に取り組む。</p> <p>5)学習支援の推進 県内の適応指導教室に相談員や学生ボランティアを派遣し、不登校など問題を抱える児童生徒に直接的に学習支援を行う。</p> <p>6)効果的な指導法の研究開発 いじめ、不登校、暴力行為など課題ごとに未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な指導法に対する調査研究を行う。</p>
	<p>重 (3)体力・運動能力の向上</p>		<p>1)体育、保健体育、健康教育の充実 生涯を通じて健やかで活力ある生活を送るために、運動や健康維持に関する知識や技能を習得する教育を充実する。</p> <p>2)学校行事、特別活動を通した意欲向上 気力や体力を向上させるプログラムの工夫や、協力、競争、挑戦することなどを体験させ、運動への意欲を高める。</p> <p>3)教員の指導力の向上 子どもの発達段階に応じて外遊びを促したり、身体を動かす楽しさや喜びを体験させる指導ができるよう、実技研修などを充実させる。</p>

		<p>4)児童生徒、家庭に向けた意識啓発 運動や健康維持の重要性、スポーツの楽しさなどを児童生徒と保護者に発信し、体力・運動能力の向上に対する意識を高揚させる。</p> <p>5)運動部活動の充実 子どもの体力向上に有効であることに加え、生徒の自主性や協調性、フェアプレー精神を育むなど教育的効果も大きいことから、生徒たちが興味関心のあるスポーツに取り組めるような体制の整備に努める。</p> <p>6)スポーツ環境の充実 だれもが、いつでも安心して運動やスポーツに取り組める施設などの環境を整備するとともに、スポーツをする機会を充実させるために総合型地域スポーツクラブなどの設置を促進する。</p>
重	(4)災害に積極的に向き合う知識と能力の育成	<p>1)発達段階に応じた防災教育の推進 幼稚園から高等学校までの各教科・領域等において、それぞれの発達段階に応じた指導内容を整理した上で目標を設定し、学習内容を発展させ防災に対する知識を身につけさせる。</p> <p>2)防災教育の指導者の養成 教職員の防災に関する意識を高めるため、定期的に防災教育や防災管理に関する研修会を開催し、防災教育に関する指導力の向上を図る。</p> <p>3)地域や行政機関との連携の推進 地域や行政機関等で開催する会議や公開講座への参加などを通して、日ごろから消防署や自主防災組織など関係機関・団体と密接な連携を図る。</p> <p>4)地域の特性に応じた指導の展開 お年寄りから過去の災害の話を聞く機会を設けたり、保護者や地域の防災関係機関の協力を得ながら避難訓練を実施するなど、地域ぐるみの防災教育を進める。</p>
重	(5)食に関心を持つ元気な子どもの育成	<p>1)食に関する学習の計画的な推進 食に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて計画的に実施されるよう、食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画を整備し、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努める。</p> <p>2)専門知識を持つ職員の活用促進 食に関する専門的な知識を有する栄養教諭の配置を促進し、学校給食を生きた教材として活用することや、教職員、家庭、地域の連携による効果的な食育指導の実践を行う。</p> <p>3)個別相談指導の充実 食物アレルギー、偏食、肥満等食に起因した問題を抱える児童生徒への個別的な相談指導の充実に努める。</p> <p>4)学校給食における地域食材の利用促進 みやぎの食材を利用した給食メニューや郷土料理、行事食を学校給食に取り入れることで地域の食材に触れる機会を設け、みやぎの食材や食文化についての理解を深める。</p> <p>5)食に関する体験活動の充実 農業体験、漁業体験、生産者との交流、収穫した野菜を使用しての調理実習など、食に関する様々な体験や交流を通した食育の推進を図る。</p>
	(6)心身の健康を保つ学校保健の充実	<p>①各学校において、健康診断、環境衛生検査、児童生徒に対する指導等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などと連携して学校保健の充実を図る。</p>

基本方向3：特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害がある児童生徒が増加し、障害のある児童生徒やその保護者のニーズが多様化していることから、よりきめ細やかな教育の推進が必要となっている。</p> <p>○障害のある者も障害のない者も、同じように社会の一員として社会活動に参画し、自立して生きることができる社会の実現が求められていることから、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための教育への理解を深めるとともに、環境の整備が必要となっている。</p> <p>○重度・重複化、多様化する障害のある児童生徒の教育的ニーズに対し、適切な指導及び必要な支援が行えるよう全教員の特別支援教育に関する理解と資質の向上が求められている。</p> <p>○知的障害を有する生徒の特別支援学校高等部(高等部単独の学校を含む)への進学希望者が増加している状況にあり、施設の狭隘化等への対策が求められています。</p> <p>○障害のある子どもたちが、自立し社会参加をするために必要な雇用・就労の場の確保や職場定着への支援等、就労の促進と雇用の安定が求められている。</p>	<p>障害(知的な遅れのない発達障害を含む)のある児童生徒等に対して、一人一人の必要に応じた適切な支援を行うとともに、幼児期から卒業後まで、学校等の間で引き継ぎが円滑に行われる体制を整備する。</p> <p>幼稚園、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校や障害児教育機関が、当該在籍校等に対する相談・支援の役割を行う体制を整備します。</p> <p>障害のある児童生徒等の社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進する。</p>	<p>重 (1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育</p> <p>(2)障害のある子どもの自立と社会参加の支援</p>	<p>1)個別の教育支援計画を活用した教育の充実 障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮しながら全校的な支援体制と関係機関との連携による適切な指導及び必要な支援を計画的に行う。</p> <p>2)交流及び共同学習の取組と理解促進 障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために、障害のない子どもや地域の人達と交流し、一緒に学びながら直接触れ合い相互理解を深めるための取組と特別支援教育への理解を促進する。</p> <p>3)進路指導 障害のある生徒が将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図るとともに、労働関係機関との連携の下、企業・団体等への就職を支援する。</p> <p>4)教員の資質・専門性の向上 障害のある児童生徒に対する校内支援体制の中心となる特別支援教育コーディネーターを養成・配置するとともに、管理職、特別支援教育担当教員等の資質及び専門性の向上のための研修を行う。</p> <p>5)特別支援学校のセンター的機能の充実 医療や福祉、労働など地域における関係機関との連携を基盤として、特別支援学校が、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校及び中等教育学校等や保護者にとって身近で信頼される相談・支援機関としての役割を担うよう特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。</p> <p>6)教育環境整備の推進 知的障害特別支援学校の狭隘化等に対応した環境整備を推進する。</p>
			<p>①障害児の主体的な進路選択及び就労を支援するため、教職員の研修の充実を図り専門性の高い人材を育成する。</p> <p>②障害のある子どもたちが、自立した社会生活をおくることができるよう、職場実習や就職先の開拓及び職場定着等への支援に取り組む。</p>

基本方向4：教員の資質・指導力の向上

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
○児童生徒と直接接する教員が、教育内容を熟知し、適切な指導法をもちいて実践することが子どもの「学び」の向上に大きく寄与することから、教員には、授業や生徒指導等の高度な教育的実践力が不可欠であり、さらに、教育への情熱や豊かな人間性など教育実践力の基盤となる人間性や意欲が求められている。 ○多様な教育的ニーズや教育課題への対応など教員の多忙感が高まっており、児童生徒と触れ合う時間や教材研究の時間が十分にとれないとの指摘がある。 ○団塊の世代が退職期を迎え、経験豊かな教員の優れた教育技術の蓄積が、若い世代の教員に継承されるよう適切な対応が求められている。 ○教員の不祥事や、指導力の問題のある教員の存在が指摘されており、学校への信頼確保のため、対策が求められています。また、健康上の問題から休職する教員が少なくない。	<p>教育を取り巻く環境の変化に対応するためには、教員が不斷に最新の専門的知識や指導技術等を習得していくことが欠かせないことから、教員の各ライフステージに対応する研修を体系化し、計画的に実施していく。</p> <p>各学校が主体的な取組として実施している授業研究等の校内研修については、教科指導力の向上に特に有効であるとともに、世代の異なる教員集団間で優れた教育実践を伝承する効果もあることから、積極的にこれを支援していく。</p> <p>実践的指導力と総合的な人間性を重視した教員採用選考を行い、優秀な人材を確保するほか、教職員評価制度等を通じて教員の自主的な資質向上を支援するとともに、指導力に課題のある教員に対しては、必要な指導を積極的に行う。</p> <p>特定の分野の高度な知識・技能については、必要に応じ外部人材の協力を得ることにより、多様化する児童生徒の教育的ニーズに応えるとともに、教員が安心して職務に専念できるよう、計画的な健康管理を行っていく。</p>	重(1)学び続ける教員のための体系的な研修	<p>1)教員研修の推進と改善 教職員の職能、経験 年数、教科領域等に応じた研修の充実を図る。また、受講者ニーズの把握に努め、喫緊の教育課題に即応した研修内容の充実を図るとともに、関係機関の緊密な連携の下、研修の評価検証を行うことにより、効果的な研修体系を維持発展させ、教員の資質向上策をさらに充実させていく。</p> <p>2)校内研修の充実 「分かる授業」「魅力ある授業」が実践できる教科指導力の向上を図るために、校内研修体制を強化する。校内研修では、学校現場での具体例に則した事例研究等を積み重ね、教員同士が互いに切磋琢磨しながら、的確な指導を主体的に行う実践力を高め、指導方法の改善、継承に努める。また、大学や専門機関、地域の人材等の活用や幼稚園、小・中・高等学校の連携強化など、校内外の資源を活用した研修の工夫改善や活性化を図りながらさらなる指導力の向上を図る。</p> <p>3)自己研鑽による資質の向上 教員は、その資質能力を高めるため絶えず自己研鑽に努め、より良い教育の実現を目指す。ホームページ等の活用を図り、優れた実践の蓄積、継承、紹介のための場を充実する。</p> <p>4)課題を持つ教員への支援 学習指導や生徒指導等に課題を抱える教員に対し研修を通して指導力向上のための支援を行う。</p>
		(2)優れた人材の確保と能力を發揮できる人事システム	<p>①教員採用選考試験の工夫・改善等の推進により、実践的指導力、豊かな人間性、教育への情熱を持った優れた教員の確保に取り組む。</p> <p>②新しい教職員評価制度の適正な運営を図りながら、教職員の資質の向上と学校の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を上げた教員を表彰し、教職員の意欲の向上に取り組む。</p> <p>③広域の人事交流や校種間人事交流、再任用の活用、公募制人事等を行うことで、教員の経験や視野を広げることにより、教育技術の向上やその継承を図り、かつ資質の向上を図りながら、適材を適所に配置し学校の活性化に取り組む。</p> <p>④指導力に課題のある教員については、適切な措置を行う。</p> <p>⑤服務指導に係る資料等を作成・活用するとともに、管理職を対象とする研修会を実施し、服務規律の確保を図る。また、顧問弁護士を委託することにより、法律問題への適切な対応を図る。</p>
		(3)教職員研修の拠点施設の整備	<p>①教育研修センターと特別支援教育センターを統合し、学力の向上、心の教育の充実、特別支援教育の充実などの今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能及び相談・支援機能等を有する研修の中核施設の整備を推進する。</p> <p>②県内のこれまでの優れた実践等の蓄積、継承、活用を図るため、カリキュラムセンターの整備を推進する。</p>
		(4)教員免許更新制の円滑な実施	<p>①免許状更新講習について、講習を開設する大学等と調整を図り、円滑に実施できるよう取り組むとともに、最新の知識・技能を身につけることにより教職員の資質の向上を図る。</p>
		(5)教職員を支える環境づくりの推進	<p>①外部人材非常勤講師を活用する等、教員が子どもと向き合う時間の確保に努める。また、学校業務が効率的・効果的に展開されるよう学校業務の精選、見直しを推進する。</p> <p>②教職員の健康の保持は、教育活動を円滑に推進していく上で重要であり、メンタルヘルス対策などの健康管理対策の充実を図る。</p>

基本方向5：期待と信頼に応える学校教育の推進

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○ 100%に近づく高校進学率、少子化による生徒減少、高校生の興味・関心の多様化などに対するほか、社会経済環境の変化や高校教育に対する社会的要請を踏まえ、県立高校教育による「未来を担う人づくり」を推進していくため、各種の高校教育改革が求められている。</p> <p>○ 地域全体で児童生徒の成長を支えていくため、学校は保護者や地域住民の信頼に応えるよう、学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を含めて保護者等に積極的に情報提供することを通じて、説明責任を果たすことが求められている。</p> <p>○ 社会経済の変化に伴い多様化する教育ニーズに応えるため、また、老朽化や予想される震災に備えるため、各種の学習環境の整備・改修が求められている。</p> <p>○ 建学の精神に基づく個性豊かな私立学校の教育の振興を図るための支援が必要である。</p>	<p>少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展や分権型社会の到来など、時代や社会の変化が急速に進む中、県立学校においては、「主体的に生き抜く力」、「人と関わる力」の育成に特に重点的に取り組むこととし、そのため必要となる授業展開、学校づくり、条件整備等を行っていく。</p> <p>各学校ごとに、教育目標、教育活動計画と実施状況、教育成果の評価等を公開するとともに、開かれた学校づくりをめざし、家庭や地域社会と連携を進める。</p> <p>また、子どもたちが安心して学べるように学習環境の充実に努めるとともに、私立学校の役割も踏まえ、私学への支援を行う。</p>	<p>重 (1)県立高校の改革の推進</p>	<p>1)学び続けるための基礎力づくり これからの時代における知識は、グローバル化の中で、短期間に陳腐化と進歩を繰り返していくものとなることから、このような社会に必要な幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力を育成するため、全ての生徒に対して進路実現に必要な学力を養うとともに、習得した知識を活用して直面する課題を解決する力や、コミュニケーション能力等の良好な人間関係を構築する力など、学び続けるための様々な取組を行う。</p> <p>2)キャリア教育の充実 社会の構成員として、自らの生き方・在り方を見定め、働くことや社会に貢献することの意義を理解し、社会人としての態度や責任感を着実に涵養しながら確固とした勤労観、職業観を育むため、様々な人生や仕事に触れる機会を持つキャリア教育を充実させて取り組む。</p> <p>3)地域とともに生きる高校づくり 高校は、それぞれの所在する地域の人材育成の役割を担っていることから、各地域における学科のバランスや学校規模に配慮した再編整備を進めるとともに、地域の産業構造を踏まえた学科設置などに取り組む。また、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校外の教育資源の活用と学校の地域貢献との両面から、さらに幅の広い地域連携体制を構築していく。</p> <p>4)学校経営の改善、教育環境の充実 教育の質の向上が、生徒を直接指導する教員の資質にかかっていることから、教員の教科指導力・授業力の向上に取り組むとともに、学校内外の声を踏まえた学校経営の「改善に向けたサイクル」を促進する。また、学校施設・設備の計画的・効率的な整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。</p> <p>5)生徒数減少への対応 今後も生徒数減少に対応し学級数を削減せざるを得ない状況にあるが、再編整備を進めるに当たっては、地域の交通の利便性並びに通学可能エリア内の設置校・設置学科等の実情を勘案しながら高校教育を受ける機会の確保に配慮するとともに、学校の活力と教育機能を發揮し得る一定の学校規模の維持に努める。</p>
	<p>重 (2)開かれた学校づくり</p>	<p>1)学校の自己評価と学校関係者評価の実施 すべての学校において、学校評価を適切に実施するとともに、評価結果を保護者や地域等に公表すること及び設置者に報告することで、開かれた信頼される学校づくりをさらに進め、教育内容及び教育環境の質的向上に活かす。</p> <p>2)学校評議員制度の積極的活用 教育委員会から委嘱を受けた学校評議員が校長の求めに応じて意見や助言を行う学校評議員制度を活用し、地域住民等による学校運営への参画を進める。</p> <p>3)外部人材の活用の促進 専門的知識や技能を有する優れた社会人を講師として活用し、教育活動の幅を広げるとともに学校の活性化を図る。</p> <p>4)学校から家庭・地域への発信 保護者のみならず広く地域住民に対して学校だよりの配付やホームページにより情報提供を行ったり、授業を公開するなどして学校の教育活動を明らかにし、家庭と地域から理解や支援を得よう努める。</p>	
	<p>(3)学習環境の整備充実</p>	<p>①老朽化した県立学校の計画的な改修を進めるなど、児童生徒が勉強に集中して取り組めるよう、安心して学べる学習環境の整備を推進する。</p> <p>②学校図書、情報教育、障害のある児童生徒の教育的ニーズなどに応えるために施設設備の整備、教材教具の充実を図る。</p> <p>③大規模地震の発生に備え市町村立学校の早期の耐震化について市町村に働きかけを行う。</p> <p>④経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、奨学金制度や授業料・入学料の減免制度等の活用により修学に対する支援を行う。</p>	
	<p>(4)私学教育の振興</p>	<p>①私立学校の教育条件の維持向上並びに私立学校に通学する児童・生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、私立学校の健全な発展に資するため、助成を行う。</p>	

基本方向6：家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○ 学力・体力の低下、いじめ、不登校など子どもたちを取り巻く教育課題に対して地域全体で子どもを育み、多忙化する学校への地域支援が求められている。</p> <p>○ 地域の中で子どもが安全で安心に活動できる場所が少ないなど、子どもを育む地域の環境が変化しており、子どもを巻き込む事件事故が少なくない。</p> <p>○ 社会全体の夜型化に伴う子どもの生活リズムの夜型化は、近年の改善傾向にもかかわらず依然として課題が見られる状況である。また、電子機器の発達により身近になったテレビ、ビデオやテレビゲーム、携帯電話の使用時間が長くなる反面、学習時間や運動時間が短いなどの問題点も指摘されている。</p> <p>○ 都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力や地域の教育力の低下が指摘されており、さらに、経験不足や相談する相手もいないことから子育てを負担と感じる家庭が増加している。</p> <p>○ 親の仕事が忙しく十分に子どもと接する時間がとれず、子どもとのコミュニケーションが不足していたり、父親の育児参加が進まない。また、大人と子どもの交流を通じた生活体験、社会体験の減少が指摘されている。</p>	<p>子どもたちに基本的な生活習慣の大切さを教える家庭の教育、様々な年齢、職業の人との触れ合いを通じて社会の在り方、ルールを教える地域の教育については、学校では代替しきれない物であることから、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要さを認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもたちの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていく。</p>	(1)協働教育の推進体制の整備	<p>①協働教育推進の組織整備 地域と学校の協働による活動を展開するための組織を整備し、コーディネーターを導入することにより、学校と地域の調整や情報発信などを行い地域が学校を支える仕組みをつくる。</p> <p>②学校を支援するボランティアの活用 学校の仕組みや教育方針等を理解し、自らできることをできる範囲で、学校支援の活動を行うボランティアを導入し活用を推進する。</p>
		(2)安全・安心な子育て環境づくり	<p>1)地域ぐるみの学校安全体制の整備 地域や関係機関と連携し、安全教室や防犯教室、非行防止教室などの開催を促進し、児童生徒の危険回避能力の向上を図るとともに、学校安全ボランティア等の養成や活用を通じて地域ぐるみ学校安全の確保に努めていく。</p> <p>2)交通安全教育の推進 警察等、地域の関係機関との連携の上、交通安全教室を開催するなど交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>3)情報モラルの向上 情報教育を一層充実させ、児童生徒の情報モラルを向上させるとともに、関係機関と連携して青少年を取り巻くインターネット環境の浄化に努めていく。</p> <p>4)青少年の健全な育成を育む環境づくり 非行の未然防止を図るため、街頭指導等の実施とともに、関係機関が定期的に情報交換するなど連携を強化する。また、有害環境を浄化するため立ち入り調査をするなど実態の把握に努めるとともに、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進する。</p>
		(3)親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり	<p>1)親としての学びのための講座開催と情報提供 地域の家庭教育支援者等と連携を図りながら、様々な学びの機会を活用し、子どもの成長や節目に合わせ、学習者のニーズに対応した親としての学びの講座を圏域や各市町村で開催する。また、宮城県版家庭教育手帳の活用促進や県生涯学習課ホームページで家庭教育に関する情報を提供するなど、親としての学びを支援する。</p> <p>2)次世代の親となる学びの場の保障 各教科等、道徳、特別活動をとおして、生徒が保育や妊婦疑似体験等を経験したり、家庭生活や子どもの成長などについて学んだりするなど、親となる基礎・基本の理解を深める学習活動を展開する。</p> <p>3)家庭教育支援体制の充実 保育所や幼稚園、各学校において、子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーを養成する講座を開催し、地域で家庭教育・子育てを支援する人材の発掘・養成や家庭教育に関する情報提供、学習機会のコーディネート、相談対応を行う家庭教育支援チームの普及・定着を促進する。</p> <p>4)子育てにやさしい環境づくり 各企業等と連携しながら就労者が仕事と育児を両立し、安心して家庭教育・子育てができる環境づくりを進めるとともに、企業等の社会貢献活動の一環として、協働教育、家庭教育を支える取組を推進する。</p> <p>5)子どもの生活習慣向上の支援 各家庭で、子どもの基本的な生活習慣の定着についての取組が積極的に進められるよう、一般県民や関係機関・団体（含むNPO法人、サークル等）、企業等への普及啓発活動を推し進め、社会全体で子どもの生活習慣向上を支援する体制を整える。</p>
		(4)子どもたちの体験活動の推進	<p>①子どもたちと地域の幼児や高齢者などとの世代間の触れ合いを深め、社会のルールや自ら考え行動する力を身につけさせるため、社会体験活動や自然体験活動の充実を図る。</p>

基本方向7：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

現状と課題	施策の方向性	取組施策	施策の内容
<p>○情報化、少子高齢化の進展などにより学習ニーズが多様化・高度化する中、県民が「いつでも、どこにいても」学ぶことができ、その成果を生かすことができる環境の整備が求められている。</p> <p>○スポーツの振興に当たっては、県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境が必要であるとともに、スポーツは県民に夢と感動を与える役割も期待されており、国民体育大会における上位成績の維持と国際的なスポーツ競技会等で活躍できる人材の育成が求められている。</p> <p>○地域の文化を学ぶとともに、自らが文化の創造に積極的に参加していくことにより、生きがいをもった豊かな生活を送ることができる環境が求められている。</p> <p>○先人から受け継いできた郷土の伝統的な文化を正しく理解し、後世へ守り伝えていくため、地域文化の担い手の育成が求められている。また、県民全体の共有財産である文化財の保護と活用を図ることが必要である。</p>	<p>○県民の誰もが、いつでも主体的・自発的に学ぶことができ、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した多様な学習機会を提供する。</p> <p>また、地域の教育資源となる人材の掘り起こしを行うとともに、生涯学習指導者の育成や地域づくり活動のリーダーとなる人材づくりを行う。</p> <p>○誰もがスポーツに親しめる環境を県民のニーズに基づき整備し、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努める。</p> <p>また、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図る。</p> <p>○文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に児童生徒を対象に、優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民が自ら創作、研究等創造的な活動の主体となることを支援するため、発表や交流の場を提供する。</p> <p>○郷土の伝統的な文化芸術、文化財を県民共通の財産としてその保存、継承、発展を図り文化芸術による地域づくりを目指す。</p>	<p>重 (1)多様な学習機会の提供</p>	<p>1)学習機会の提供 学校・社会教育施設が有する専門的な教育機能を地域社会に開放し、県民が生活に必要とする知識、技術及び一般的な教養に関する学習ができるよう大学、高等学校等での開放講座の開催や社会教育施設等における各種の公開事業の実施などにより広域的に多様な学習機会の提供を図る。</p> <p>2)社会教育施設等の活用 社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、自主的に学習機会を企画し、提供することができる地域の学習拠点である。 社会教育主事等の人材活用と併せ、これらの社会教育施設において地域が抱える様々な課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育の支援など、地域における学習拠点としての取組を推進する。また、市町村や関係機関との連携や施設間のネットワークの充実を図る。</p> <p>3)学習情報の提供 ホームページの活用などによる学習機会に関する情報を広く提供することにより、県民の多様なニーズに対応した学習支援を行う。</p>
		<p>重 (2)地域の生涯学習指導者等の育成</p>	<p>①県民の多様な学習活動を支援する指導者・支援者の発掘、養成を行うとともに、生涯学習成果の活用を図る。</p> <p>②社会教育主事など有資格者を活用し、市町村社会教育施設への支援を通じ、地域の社会教育・生涯学習の活性化と地域教育力の向上を図る。</p>
		<p>重 (3)生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実</p>	<p>1)総合型地域スポーツクラブの支援 市町村や地域住民と協働しながら、地域に根ざした公共性、公益性の高い地域型総合スポーツクラブの育成と活動の支援を推進する。</p> <p>2)関係機関との連携 放課後子ども教室や運動部活動等との連携を深めるとともに、地域の指導者との情報交換を積極的に行う。</p> <p>3)活動の場の充実 生涯を通してスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、地域の学校施設開放等によるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充する。</p>
		<p>(4)競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実</p>	<p>①全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成・強化や支援体制の整備を進める。</p> <p>②全国大会、国際大会で優秀な成績を収めた選手・指導者の顕彰を行う。</p> <p>③中長期的な視点に立って本県の競技スポーツの振興を支えていくため、県スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進める。</p>
		<p>重 (5)文化芸術による地域の活性化と担い手の育成</p>	<p>1)青少年の文化芸術活動の充実 青少年を中心に優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術に触れることによる感動や楽しさを味わうことのできる参加機会や体験活動機会の充実を図る。</p> <p>2)美術館等を活用した文化芸術の振興 優れた作品・資料の収集、保存、展示を行うとともに、広く芸術諸分野の活動と連携しながら、県民が鑑賞、創作、研究などの様々な文化活動に参加できる機会を提供する。</p> <p>3)文化・芸術活動を担う人材・団体の育成 活発な創作活動や優れた作品を発表した人や団体の連携推進を支援することにより、文化・芸術活動の奨励と活性化を図る。</p> <p>4)情報の提供 地域の文化芸術に関する人材や施設、イベント等についての情報を収集し、インターネットなどによる提供を行う。</p>
		<p>(6)文化財の保護と活用</p>	<p>①先人によって守られながら現在に引き継がれてきた文化遺産を、良好な状態で保存管理し、地域の資源として活用を図るとともに、次代に引き継いでゆく。</p>

第5章：計画の推進

アクションプランの策定	関係団体・関係機関との連携	計画の普及	進行管理
<p>○基本計画をより実効性あるものとするため、●年間ごとの具体的な施策や事業を示すアクションプランを策定する。</p>	<p>○教育振興基本計画に掲げた施策の実現に当たっては、県だけでなく、知事部局や市町村、民間団体、地域や家庭との連携・協力が不可欠である。</p> <p>○施策実施に当たっては、こうした関係機関等との適切な役割分担の下、連携・協力を図っていく。</p>	<p>○関係機関や民間団体、地域や家庭と連携・協力しながら施策を実施するためには、本計画に示す施策の内容や目標等に関する理解が重要であることから、パンフレットの配布や県政だより、ホームページ等の活用により、広く周知を図る。</p>	<p>○基本計画の着実な推進を図るため、施策の目標を設定するとともに進捗状況を確認するなど進行管理を行う。</p> <p>○基本計画の重点取組施策ごとに可能な限り目標となる指標を設定し、毎年度進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を公表する。また、その結果について翌年度の施策実施に反映させる。</p>

宮城県教育振興審議会スケジュール

	回 数	開催（実施）時期	内 容
平成 20 年 度	第 1 回	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○会長・副会長の選任について ○諮問 ○宮城県の教育の現状について ○教育に関する県民意識調査について
		(7月～10月)	県民意見聴取会、県民意識調査、意見募集)
	第 2 回	11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○県民意識調査、意見聴取会、意見募集の結果報告 ○本県教育が目指す方向性の検討
	第 3 回	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○計画骨子案の検討
	第 4 回	6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○答申中間案（素案）の検討
	第 5 回	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○答申中間案の検討
	第 6 回	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○答申中間案のまとめ
平成 21 年 度		(9月)	計画案の公表～パブリックコメント)
	第 7 回	10月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの整理、答申への反映について ○答申案の検討～答申
		(10月～1月)	教育委員会での検討)
		(2月)	県議会に議案提出)
		(3月)	計画決定)